

および、

2) 当該動物が狂犬病ワクチンを接種されていること :

a) 初回接種の場合、発送の前 6 ヶ月を超えて、1 年を超えない期間内に接種を受けていること。当該動物は接種時には、少なくとも 3 ヶ月齢に達していなければならない ;

b) 追加接種の場合、発送の前 1 年を超えない期間内に接種を受けていること ;

c) 使用したワクチンは不活化ワクチンであること ;

3) ワクチンを受ける前に永久的な標識 (マイクロチップを含む) で個体識別されていたこと (当該動物の個体識別番号を証明書に記載するものとする);

4) 発送の前 3 ヶ月を超えて、24 ヶ月を超えない期間内に中和抗体滴定試験(neutralizing antibody titration test)を受け、少なくとも 0.5IU/ml が当該動物の血清に含まれていたこと ;

または

5) 狂犬病の予防接種を受けておらず、または上記 1) 2) 3) 4) の諸条件のすべてを満たしてはいないこと : この場合、輸入国は動物の健康に関する国内法で規定されている諸条件に従い、当該動物をその領域内に設置された検疫所に収容することを要求できる。

2.2.5.6.

狂犬病に汚染されていると見なされる国から次の動物を輸入する場合、政府機関は以下の条件を要求するものとする。

飼養されている反芻類、馬及び豚について

以下の事項を証明する国際獣医学的証明書を提出すること。当該動物が :

1) 発送当日に狂犬病の臨床症状を示していなかったこと ;

2) 少なくとも発送前の 12 ヶ月間に狂犬病の感染例が報告されていない施設で、発送前の 6 ヶ月間保管されていたこと。

2.2.5.7.

狂犬病に汚染されていると見なされる国から次の動物を輸入する場合、政府機関は以下の条件を要求するものとする。

実験用に飼養されている齧歯類およびウサギ、閉鎖的な状態で飼養されているウサギまたは野生のほ乳類（霊長類を除く）について

以下の事項を証明する国際獣医学的証明書を提出すること。当該動物が：

1) 発送当日に狂犬病の臨床症状を示していなかったこと；

2) 少なくとも発送前の 12 ヶ月間に狂犬病の感染例が報告されていない施設で、生産以来、または発送前の 12 ヶ月間保管されていたこと。

2.2.5.8.

狂犬病に汚染されていると見なされる国から次の動物を輸入する場合、政府機関は以下の条件を要求するものとする。

霊長類または肉食動物の目に属さない野生のほ乳類で、閉鎖的な状態で飼養されていない動物について

以下の事項を証明する国際獣医学的証明書を提出すること。当該動物が：

1) 発送当日に狂犬病の臨床症状を示していなかったこと；

2) 発送前の 6 ヶ月間、検疫所に繫留されていたこと。

2.2.5.9.

狂犬病に汚染されていると見なされる国から次の物品を輸入する場合、政府機関は以下の条件を要求するものとする。

犬の凍結精液について

ドナー動物が精液の採取後 15 日間に狂犬病の臨床症状を示していなかったことを証明する
国際獣医学的証明書を提出すること。

(注 : 靈長類については 2.10.1 を参照のこと)

2.7.4.

鳥類のクラミジア病

2.7.4.1.

診断基準は「マニュアル」に掲載されている。

2.7.4.2.

鳥類のクラミジア病に汚染されていない国の政府機関は、鳥類のクラミジア病に汚染されていると見なされる国からのオウム科の鳥類の輸入またはその領土の通過を禁止することができる。

2.7.4.3.

輸入国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

オウム科の鳥類について

以下の事項を証明する国際獣医学的証明書を提出すること。

当該鳥が、

- 1) 発送当日に鳥類のクラミジア病の臨床症状を示していなかったこと；
- 2) 発送前の 45 日間、獣医学的管理下におかれ、クロルテトラサイクリンを用いて鳥類のクラミジア病の治療を受けたこと。

2.8.2.

野兎病

2.8.2.1.

「規約」の目的のために、(ノウサギ属のノウサギにおける) 野兎病の潜伏期間は 15 日間とする。

診断基準は「マニュアル」に掲載されている。

2.8.2.2. 野兎病に汚染されていない国

ある国において野兎病が少なくとも過去 2 年間発生していないことが証明される場合、および過去に汚染されていた地域における細菌学的および血清学的サーベイの結果が陰性である場合、その国は野兎病に汚染されていないと見なすことができる。

2.8.2.3. 野兎病に汚染されている地域

以下の条件が満たされるまでは、その地域は野兎病に汚染されていると見なされる。

1) 最後の感染例が確認された後、少なくとも 1 年間が経過すること；
および

2) 汚染地域内のマダニの細菌学的サーベイの結果が陰性であること、または

3) 当該地域の野ウサギとウサギに対して行う定期的な血清学的検査の結果が陰性であること。

2.8.2.4.

野兎病に汚染されていない国の政府機関は、野兎病に汚染されていると見なされる国からの生きた野ウサギの輸入またはその領土の通過を禁止することができる。

2.8.2.5

野兎病に汚染されていると見なされる国から次の動物を輸入する場合、政府機関は以下の条件を要求するものとする。

生きた野ウサギについて、

次の事項を証明する国際獣医学的証明書を提出すること。当該動物が：

- 1) 発送当日に野兎病の臨床症状を示していなかったこと；
- 2) 野兎病に汚染された地域で保管されていなかったこと；
- 3) 寄生虫（マダニ）の駆除を受けたこと；および
- 4) 発送前の 15 日間、検疫所に繫留されていたこと。

2.10.1.

霊長類から感染する可能性のあるズーノーシス

2.10.1.1. 序論

霊長類は2亜目12科からなり、約180種がここに属している。ツパイ科（以前は霊長類に属すると考えられていた）は本勧告においては対象とされていない。

霊長類は全種が「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）」附属書IまたはIIに掲載されており、国際的移動に際してはCITESが要求する輸出許可書または証明書を取得していることが必要である。

輸入されるほとんどの霊長類は研究、教育または繁殖を目的としたものである。

霊長類の輸入および保管においては、公衆衛生と安全の確保が、重要な第一の論点となる。これは特に人間と動物個体、その体液、糞便及び組織が緊密に接触する機会が多い場合にあてはまる。リスクを最小限にするためには、職員の訓練が行き届いていることと、個人に適用される厳しい衛生基準を各人が遵守することが要求される。

ズーノーシスの病原体を保有しているリスクは、その種の分類学的位置および原産地域と関連がある。リスクは原猿、マーモセット、タマリン、次いでその他の広鼻猿類のサル（新世界ザル）、旧世界ザル、そして類人猿の順に増大すると考えられる。また、野生捕獲された霊長類は、範囲が明確に限定された環境で、獣医学的管理のもとに、自由に移動することなく繁殖育成された動物よりもズーノーシスの病原体を保有しているリスクが高い。供給者および輸出国政府機関が提供しうる、野生捕獲された霊長類の健康に関する情報は、多くの場合非常に限定的なものにすぎない。

本章で言及されているほとんどの疾病はリストAまたはリストBには記載されていない。したがってOIEの疾病報告体制の範囲からすると、通常はこれらの疾病についてのOIEへの報告は要求されていない。しかしながら、例外的な疫学的事件が発生した場合、これについての報告が要求されていることに変わりはない。

診断基準は「マニュアル」に掲載されている（検討中）。

2.10.1.2. 一般的勧告

輸出国政府機関は、CITES の定める有効な関係書類の提示がある場合に限り、国際獣医学的証明書を発行しなければならない。

政府機関は、是認された方法で動物が個体識別され、疾病の伝播が回避できることを確認するものとする（補遺 3.4.3.を参照）。

公衆衛生上の理由から、輸入国政府機関は、ペットとしての飼育を目的とした霊長類の輸入を許可してはならない。

ある霊長類が、その種の本来の生息域内にある国から直接輸入される場合で、その健康に関する保証がきわめて限定的なものである場合、輸入国政府機関は獣医学的証明書よりも検疫手続に、より重きを置くべきである。原則的に、供給者や原産国政府機関による健康の保証が限定的であることが輸入の障害となつてはならないが、輸入後の検疫において非常に厳格な要求が課されるべきである。特に、検疫は補遺 3.5.1.に規定されている基準を満たさなければならず、諸検査が直ちに可能ではない、あるいはその意義が限定的な場合、検疫は疾病が伝播するリスクを最小限にするために十分な期間にわたって実施されなければならない。

輸入国政府機関は、永続的な獣医学的監視が行われている施設から輸入された霊長類について、当該動物が当該施設で生産され、または当該施設で少なくとも 2 年間保管されており、個体識別され、権限のある公務員によって正確な証明書が発行されており、その公式の証明書を補完する、動物個体とその由来する動物群の臨床経過についての証拠資料が完備されていることを条件に、検疫での要求を縮小することができる。

ズーノーシスのキャリアであることが知られている、あるいはそのように疑われる霊長類を輸入する必要がある場合、当該動物を受け入れることが承認されており、補遺 3.5.1.で設定された基準に合致した、輸入国の領域内の施設に当該動物を保管することを輸入国政府機関が要求することを条件として、当該輸入は本勧告のいずれによつても制限されては

ならない。

2.10.1.3. 一般的証明と移動に関する要求

輸入国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

すべての靈長類について

1) 以下の事項を証明する国際獣医学的証明書を提出すること。当該動物が：

- a)個体識別されていること（個体識別の手段を証明書に明記するものとする）；および
 - b)発送当日の健康診断により、健康で感染症の臨床症状を示しておらず、輸送に耐えうることが明らかであること；
- 2) 関連のあるすべての記録を国際獣医学的証明書に添付すること。これには個々の靈長類が、発送までの生涯において受けたすべてのワクチン、検査および治療の記録を含む；
- 3) 航空機による輸送の場合、国際航空運送協会(IATA)の「生きた動物の輸送に関する規定(Live Animals Regulations)」、線路あるいは道路を利用する輸送の場合、これと同等の陸上輸送に関する基準を遵守すること。

2.10.1.4. コントロールされていない環境由来の靈長類に対する検疫での要求

輸入国政府機関は野生またはその他の永続的獣医学的管理の下にない供給源からの発送に対し、以下の条件を要求するものとする：

- 1) 2.10.1.3.で言及されている証拠書類を提示すること；
- 2) 当該動物を補遺 3.5.1.の基準に合致した検疫所にただちに収容し、少なくとも 12 週間繫留すること；この検疫期間中に：

- a)すべての動物について毎日、不健康の徴候(signs of illness)の有無をモニターし、必要な場合は臨床検査を行うこと；
- b)死亡するすべての動物に対して、理由の如何にかかわらず、この目的で利用することが承認された検査所での、徹底的な剖検が行われること；
- c)不健康や死亡の原因は、それが何であれ、当該動物が属していた群が検疫所から解放される前に確定されるべきこと；
- d)補遺 3.4.3.に基づき、動物に対して以下の検査と治療を行うこと：

(別紙の表 2.10.1.4.参照)

加えて、本章においてはその他のズーノーシス、たとえば麻疹、A型肝炎、サル痘、マールブルグ病やエボラ / レストン等の病原体については、検疫期間中に行う特定の診断法や治療のプロトコルについての勧告がなされていないが、輸入国政府機関はこれらの公衆衛生上の重要性を認識しなければならない。動物がこのような疾病に感染している場合、12週間の検疫期間中に疾病的臨床的徴候を発見する作業が正確に実施されていれば、そのような病原体の多くについて、その輸入と蔓延を最も効果的にコントロールできることを輸入国政府機関は認識しなければならない。

ある種のウイルス性ズーノーシス、たとえばBウイルス病(ヘルペスウイルスB)については現行の診断法の信頼度は高くない。またその他のウイルスには、ヘルペスウイルスやレトロウイルスのように潜伏性で比較的偏在しており、動物の種によっては終生感染するものがあるが、輸入の目的のために、それらに感染した動物を診断し、排除することは可能ではないかもしれない。それゆえ、そのような靈長類の取り扱いにあたっては、2.10.1.7に規定されている防疫措置を厳密に適用することが人間の健康と安全を守るために必要である。

2.10.1.5. 獣医学的監視下にある施設由来のマーモセットとタマリンに関する証明と検疫での要求

輸入国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

獣医学的監視下にある施設由来のマーモセットとタマリンについて

1) その発送が 2.10.1.3.に規定されている要求と合致することを証明する国際獣医学的証明書を提出すること。さらに当該動物が：

a) その由来する施設で生産された、あるいは少なくとも 2 年間そこで保管されていたこと；

b) 永続的な獣医学的監視下にあり、微生物学的検査、寄生虫学的検査および剖検を含めた適切な健康モニタリングプログラムが実施されている施設に由来すること；

c) 発送前の過去 2 年間に結核病の感染例が発生していない建物と囲い地で保管されていたこと；

2) 由来する施設で実施されている健康モニタリングプログラムについて記述すること；

3) 動物を補遺 3.5.1.に規定されている基準と合致した検疫所に少なくとも 30 日間繫留すること。そしてこの期間に：

a) すべての動物について毎日、不健康の徴候の有無をモニターし、必要な場合は臨床検査を行うこと；

b) 死亡するすべての動物について、理由の如何にかかわらず、この目的で利用することが承認された検査所での、徹底的な剖検が行われること

c) 補遺 3.4.3.に基づき、動物に対して以下の検査と治療を行うこと：

(別紙の表 2.10.1.5. 参照)

輸入国政府機関は、通常はウイルス性疾患および結核病に関する検査をも要求してはならない。しかし人間の健康と安全を確保するために、2.10.1.7.で勧告されているとおり、厳重な防疫措置が講じられなければならない。

2.10.1.6. 獣医学的監視下にある施設由来のその他の靈長類に関する証明と検疫での要求

輸出国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

獣医学的監視下にある施設由来の原猿、広鼻猿類のサル（新世界サル）、旧世界サル、ギボン及び類人猿について

1) その発送が 2.10.1.3.に規定されている要求と合致することを証明する国際獣医学的証明書を提出すること。さらに当該動物が：

- a) その由来する施設で生産された、あるいは少なくとも 2 年間そこで保管されていたこと；
- b) 永続的な獣医学的監視下にあり、微生物学的検査、寄生虫学的検査および剖検を含めた適切な健康モニタリングプログラムが実施されている施設に由来すること；
- c) 発送前の過去 2 年間に結核病の感染例が発生していない建物と囲い地(building and enclosures)で保管されていたこと；
- d) 結核病または狂犬病を含むその他のズーノーシスの感染例が、動物が保管されていた建物(building)内で発送前の過去 2 年間に発生していない施設(premises)に由来すること；
- e) 発送前の 30 日間に、少なくとも 2 週間の間隔をあけて、2 回の結核検査を受け、それらの結果が陰性であったこと；
- f) サルモネラ、シゲラおよびエルシニアを含む病原性腸内細菌群に関する検査を受けたこと；
- g) 内部寄生虫および外部寄生虫に関する検査と、これらに対する適切な治療を受けたこと；
- h) B 型肝炎ウイルスに関する検査を受け、現在の状況について証明する書類が作成されて

いること（ギボンと類人猿のみ）；

2) 動物を検疫所に少なくとも 30 日間繫留すること。そしてこの期間に：

a) すべての動物について毎日、不健康の徵候の有無をモニターし、必要な場合は臨床検査を行うこと；

b) 死亡するすべての動物について、理由の如何にかかわらず、この目的で利用することが承認された検査所での、徹底的な剖検が行われること；

c) 不健康や死亡の原因は、それが何であれ、当該動物が属していた群が検疫所から解放される前に確定されるべきこと；

d) 補遺 3.4.3.に基づき、動物に対して以下の検査と治療を行うこと：

（別紙の表 2.10.1.6.参照）

輸入国政府機関は、通常はウイルス性疾患についていかなる検査も要求してはならない。しかし人間の健康と安全を確保するために、2.10.1.7.で勧告されているとおり、厳重な防疫措置が講じられなければならない。

2.10.1.7. 灵長類またはその体液、糞便及び組織に暴露される職員が遵守すべき防疫措置

検疫を終えた後であっても、ほとんどの灵長類が何らかのズーノーシスの病原体を保有していることは避けがたい。それゆえ関連当局は、職員が（剖検時を含めて）灵長類またはその体液、糞便及び組織に暴露される施設の管理者(management of institutions)に、以下の指針に従うことを奨励するべきである。

1) ズーノーシスの封じ込めと個人の安全に関連して、職員に灵長類、その体液、糞便および組織の適切な取り扱いについての訓練を施すこと；

2) 職員に、マカクと B ウィルスの関係にみられるように、一定の種については、ある種

のズーノーシスの病原体に終生感染しているものと見なすべきであることを通知すること；

3) 職員に対し、防護服の着用、感染をおこす可能性のある区域での飲食および喫煙の禁止を含む、個人レベルの防疫慣行を確実に遵守させること；

4) 結核病、病原性腸内細菌群、内部寄生虫およびその他必要と判断される病原体のモニタリングを含め、職員の健康のためのスクリーニングプログラムを実施すること；

5) 適切な予防接種プログラムを実施すること。たとえば破傷風、麻疹、急性灰白髄炎、狂犬病、A型およびB型肝炎、および靈長類が由来する区域に特有のその他の疾病に対するものを含む；

6) 狂犬病やヘルペスウイルスのように、咬傷やひつかき傷で伝染する可能性があるズーノーシスの予防と治療についての指針を策定すること；

7) 職員に対して、彼らが靈長類またはその体液、糞便及び組織を取り扱う業務に従事していることを明記したカードを発行し、職員が病気になった場合に医療機関にこれを提示できるようにすること；

8) 動物の死体、体液、糞便及び組織は、公衆衛生に危害を及ぼさないような方法で処分すること。

表2. 10. 1. 4.

疾病／病原体	動物のグループ	スケジュール	方法
B型肝炎	テナガザル(gibbons) 及び大型類人猿	第1週目に初回検査、3週間から4週間後に第2回目の検査を実施。	HBc抗体およびHBs抗原に対する血清学的検査、および適切な追加的パラメータ。
結核病 (<i>Mycobacterium hominis</i> および <i>M. bovis</i>)	マーモセツト、タマリソ原猿類、広鼻猿類のサル、旧世界ザル、テナガザルおよび大型類人猿	2～4週間隔で2回の検査を実施。2～4週間隔で、少なくとも3回の検査を実施。	皮膚テストまたは血清学的検査。皮膚テストに關しては、ツベルクリン反応が最も信頼性が高く、他の方法と比較しても感染マーカーのサイズがある。マーモセツトに関する反応の利点がある。原猿における皮膚テストよりも腹部の皮膚(マリント)または眼瞼(例:オランウータン)に連する皮膚テストである。あるいは、結核病の診断のための皮膚テストで誤つた陽性反応が出るこことが知られている。(母乳蛋白(PPD)を用いた比較精製ツベルクリン蛋白)ELISAが混乱を排除する。
その他の病原性細菌 (<i>Salmonella</i> , <i>Shigella</i> , <i>Yersinia</i> その他適切と認められるもの)	全種	到着後5日以内に3日間、連日実施。さらに少なくとも1回または2回の検査を2～4週間間隔で実施。	糞便の培養。新鮮便または直腸スワブを直ちに培養するか、直ちに輸送用培地に納める。
内部および外部寄生虫	全種	少なくとも2回の検査を、1回目は検疫開始時、2回目は検疫終了近くに実施。	動物と寄生虫の種により適切と認められる検査法および駆虫処置を実施

表2. 10. 1. 5

疾病／病原体	動物のグループ	スケジュール	方法
病原性細菌 (<i>Salmonella</i> , <i>Shigella</i> , <i>Yersinia</i> その他適切と認められるもの)	全種	到着後5日以内に3日間、連日実施。 糞便の培養 (2. 10. 1. 4の表の解説を参考照)	
内部及び外部寄生虫	全種	少なくとも2回の検査を、1回目は検疫開始時、2回目は検疫終了近くに実施。	動物と寄生虫の種により適切と認められる検査法および駆虫処置

表2. 10. 1. 6.

疾病／病原体	動物のグループ	スケジュール	方法
結核病	全種	1回の検査を実施。 皮膚テストまたは血清学的検査 (2. 10. 1. 4の解説を参考照)	
その他の病原性細菌 (<i>Salmonella</i> , <i>Shigella</i> , <i>Yersinia</i> その他適切と認められるもの)	全種	到着後5日以内に3日間、連日実施。その後、少なくとも1週間の間隔をあけて再度検査を実施。 糞便の培養 (2. 10. 1. 4の表の解説を参考照)	
内部及び外部寄生虫	全種	少なくとも2回の検査を、1回目は検疫開始時、2回目は検疫終了近くに実施。	動物と寄生虫の種により適切と認められる検査法および駆虫処置

補遺 3.1.1.

リスト A およびリスト B の疾病の指定診断法および代替的診断法

注

「規約」の中で、特定の疾病を取り扱っている章では、その多くで、関連する診断法とワクチンについて OIE が定める基準は「マニュアル」を参照するように指示している。

しかし「規約」の読者によっては、動物または動物由来の生産物の国際貿易のために OIE が勧告する診断法は何かを知る必要はあるが、これらの検査をどのように実施するべきかを詳細に知る必要まではない場合がある。

この補遺の表はこの必要を満たすためのものである。この表はリスト A およびリスト B に分類されるおののの疾病について「規約」が検査の実施を勧告している場合に利用可能な診断法を示している。

これらの検査は輸出国と輸入国とのあいだで、検査結果の解釈において相違が発生するのを避けるために、「マニュアル」の詳述に従って実施されなければならない。

本表では診断法は「指定診断法(prescribed tests)」および「代替的診断法(alternative tests)」の 2 つのカテゴリーからなる（「マニュアル」においても同様の分類がなされている）。「指定診断法(prescribed tests)」は発送前に動物の健康状態を決定するのに最適と考えられる試験法である。代替的診断法(alternative tests)」は、被検動物が感染していないことを、指定診断法と同レベルの信頼性をもって証明するものではない。しかしながら OIE の「陸上動物の健康に関する基準委員会(OIE Terrestrial Animal Health Standards Commission)」は、輸入国と輸出国間の合意によって選択された代替的診断法は、予定されている動物および動物由来の生産品の貿易について、その危険性を評価するための価値ある情報を提供することができるとの見方を示している。「規約」がいかなる検査をも要求していない疾病については本表に記載されていない。

略語

- Agent id. (Agent identification) 病原体の同定
Agg. (Agglutination test) 凝集試験
AGID (Agar gel immunodiffusion) 寒天ゲル内免疫拡散法
BBAT(Buffered Brucella antigen test)
CF(Complement fixation(test)) 補体結合試験
DTH(Delayed-type hypersensitivity) 遅延型過敏反応
ELISA(Enzyme-linked immunosorbent assay) 酵素抗体法
FAVN(Fluorescent antibody virus neutralization) 蛍光抗体ウイルス中和試験
FPA(Fluorescent polarization assay) 蛍光偏光測定法
HI(Haemagglutination inhibition) 赤血球凝集抑制試験
IFA(Indirect fluorescent antibody) 間接蛍光抗体法
MAT(Microscopic agglutination test) 顯微鏡的凝集試験
NPLA(Neutralising peroxidase-linked assay)
PCR(Polymerase chain reaction) ポリメラーゼ連鎖反応
PRN(Plaque reduction neutralization) プラーク減少試験
VN(Virus neutralization) ウィルス中和試験
- まだ指定されていない

(以下、別紙の表 3.1.1.参照)

3.1.1

規約の章	マニュアルの章	疾病	指定検査法	代替的検査法
リストAの疾病				
2.1.1.	2.1.1.	口蹄疫*	ELISA, VN	CF
2.1.2.	2.1.2.	水疱性口炎	CF, ELISA, VN	-
2.1.3.	2.1.3.	豚水疱病	VN	ELISA
2.1.4.	2.1.4.	牛疫	ELISA	VN
2.1.5.	2.1.5.	小反芻獸疫	VN	ELISA
2.1.6.	2.1.6.	牛肺疫	CF	ELISA
2.1.7.	2.1.7.	ランピースキン病	-	VN
2.1.8.	2.1.8.	リフトバレー熱	-	HI, ELISA, PRN
2.1.9.	2.1.9.	ブルータング	Agent id., AGID, ELISA, PCR	VN
2.1.10.	2.1.10.	羊痘および山羊痘	-	VN
2.1.11.	2.1.11.	アフリカ馬疫	CF, ELISA	VN
2.1.12.	2.1.12.	アフリカ豚コレラ	ELISA	IFA
2.1.13.	2.1.13.	豚コレラ	NPLA, FAVN, ELISA	-
2.1.14.	2.1.14.	高度病原性鳥インフルエンザ	-	AGID, HI
2.1.15.	2.1.15.	ニューカッスル病	-	HI
リストBの疾病				
多様な動物種				
2.2.2.	2.2.2.	オーエスキ一病	ELISA, VN	-
2.2.4.	2.2.4.	レプトスピラ症	-	MAT
2.2.5.	2.2.5.	狂犬病	VN	ELISA
2.2.6.	2.2.6.	ヨーネ病	-	DTH, ELISA
2.2.7.	2.2.7.	水心嚢	-	ELISA, IFA

2. 2. 8.	2. 2. 8.	新大陸スクリューワーム (<i>Cochliomyia hominivorax</i>) および旧大陸スクリューワーム (<i>Chrysomya bezziana</i>)	-	Agent id.
2. 2. 9.	2. 2. 9.	旋毛虫症	Agent id.	ELISA
2. 3. 1.	2. 3. 1.	牛のブルセラ病	BBAT, CF, ELISA	FPA
2. 3. 2.	2. 3. 2.	牛のカンピロバクター症	Agent id.	-
2. 3. 3.	2. 3. 3.	牛の結核病	Tuberculin test	-
2. 3. 4.	2. 3. 4.	地方病性牛白血病	AGID, ELISA	PCR
2. 3. 5.	2. 3. 5.	牛伝染性鼻氣管炎／伝染性膿疱性陰門腫炎	VN, ELISA, Agent id. (精液のみ)	-
2. 3. 6.	2. 3. 6.	トリコモナス病	Agent id.	Mucus agg.
2. 3. 7.	2. 3. 7.	アナプラズマ病	-	CF, Agg. card
2. 3. 8.	2. 3. 8.	牛のバベシア病	-	ELISA, IFA
2. 3. 9.	2. 3. 9.	牛囊虫症	-	Agent id.
2. 3. 11.	2. 3. 11.	タイレリア病	Agent id., IFA	-
2. 3. 12.	2. 3. 12.	出血性敗血症	-	Agent id.
めん羊及び山羊				
2. 4. 1.	2. 4. 1.	羊精巣上体炎 (<i>Brucella ovis</i>)	CF	ELISA
2. 4. 2.	2. 4. 2.	めん羊・山羊のブルセラ病 (<i>Brucella ovis</i> を除く)	BBAT, CF	Brucellin test
2. 4. 4.	2. 4. 4.	山羊関節炎・脳脊髄炎	AGID	ELISA
2. 4. 5.	2. 4. 5.	マエディ・ビスナ	AGID	ELISA
2. 4. 6.	2. 4. 6.	山羊伝染性胸膜肺炎	CF	-
2. 4. 7.	2. 4. 7.	流行性羊流産	-	CF
馬				
2. 5. 1.	2. 5. 1.	馬伝染性子宮炎	Agent id.	-
2. 5. 2.	2. 5. 2.	媾疫	CF	IFA, ELISA